「医療費のお知らせ」を

　令和６年２月上旬にお送りいたします。

* 令和４年１１月～令和５年１０月の間に保険診療を受けた方を対象に

「医療費のお知らせ」を世帯単位でご自宅宛にお送りいたします。

「医療費のお知らせ」は何のためにあるの？

　病気やけがの治療を受けた時にかかる医療費は、みなさんが病院の窓口で支払う金額と健康保険組合が負担しています。このため、実際にかかる医療費の総額がいくらだったのか、意識しにくい仕組みになっています。

　　そこで、健康保険組合では、みなさんが支払った医療費や健康保険組合が負担した負担額などがわかる「医療費のお知らせ」を作成し、お知らせいたします。

　　また、健康保険組合が負担する医療費（保険給付費）も、みなさんの健康保険料でまかなわれています。この貴重な保険料を有効に使うためにも、一人ひとりが自分の健康管理について十分心がけ、正しい保険診療の受け方についても注意していただくことが必要です。

　確定申告における医療費控除の手続きで活用できます！

　　平成２９年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続きの際、従来の医療費の領収書の添付に代わり、医療費控除の明細書として「医療費のお知らせ」を活用できるようになりました。

　　「医療費のお知らせ」により申告する際には、「医療費のお知らせ」の原本の添付が必要です。**再発行はできませんので、紛失しないよう大切に保管してください。**

※「医療費のお知らせ」に記載されていない医療費分については、領収書原本より申告してください。

※医療費控除の申告に関することは、住所地を管轄する税務署までお問合せください

「医療費のお知らせ」についてのお問合せは、審査係℡03-3264-2368まで